

第2部

わかやま子ども学総合研究センターの役割と展望

わかやま子ども学総合研究センター
センター長 桑原 義登

はじめに

近年、社会情勢の変化の中で児童虐待・いじめ・不登校などの子どもに関する課題の増加は大きな社会的な問題となってきている。このような課題の背景には貧困、家庭内の不和、発達障害、学力等との関連が報告されている。従って、対応に当たっては子どもを中心に据えながらも、多様な角度からの研究の取り組みと包括的なアプローチが必要になると考える。

和歌山信愛大学では大学新設にあたり、和歌山県と和歌山市などとの連携協定で「学校などの教育現場や福祉現場の課題について相談に応じて研究する役割を果たして欲しい。」という要請があった。そこで、本学の建学の精神に基づき、保育士、幼稚園教諭及び小学校教諭を養成する教育学部子ども教育学科の専門性を生かした「わかやま子ども学総合研究センター（以下、当センターという）」を創設した。英語表記を Wakayama Child Science Center とする。

子ども学とは「子どもは『育つ力』をもつ生物的存在として誕生し、親、地域、学校の人々などの『育てる力』との相互作用によって成長していく」（Child Research Net 所長 小林登）という考え方から出発している。当センターでは、最近の子どもに関わる諸課題や教科指導等について、地域のニーズを拾い上げながら、子どもを中心に据えた研究と実践活動を幅広く行う予定である。

学校等の教育機関や保育所等の児童福祉関係機関をはじめ、地域の皆様に当センターの存在と役割を周知いただきたい。そして、当センターを地域の一員に加えていただき、地域に密着した研究活動の展開により成長・発展していきたいと考えている。

当センター創設にあたり設立の経過や取り組んでいる事業を述べさせていただくことにより、学内だけでなく学外の皆様にもご理解と御支援をお願いしたい。

当センターに関する考え方や展望については、個人的な思いや考え方を述べさせていただいていることをお許し願いたい。



1. 当センター設立に至るまで

(1) 行政機関との連携・協力協定

和歌山信愛大学では大学新設にあたり、和歌山県と和歌山市との間で以下のような連携協定がなされている。

① 和歌山市との連携協力協定

児童福祉・教育分野等の連携協力に関する協定書（2017年10月2日）

隣接する認定こども園やこども総合支援センターとの連携協力

（虐待・不登校など課題のある子どもへの相談支援や調査研究支援、地域からの要望への対応、講師派遣など）

② 和歌山県及び和歌山県教育委員会との連携協力協定

和歌山県きのくにひとつくり連携協議会との協定書（2017年12月28日）

地域社会の形成と発展及びそれを支える人材の育成

（現場の先生方が相談できる駆け込み寺のような存在になってほしい。）

(2) 本学開設に伴う当センター設置の趣旨

和歌山信愛大学設立に伴い文部科学省に提出した本センター設置の趣旨に次の2項目が書かれている。

① わかやま子ども学総合研究センターによる研究成果を反映した実践的教育（P. 33）

子どもの心身の成長・発達・生活・文化・教育・福祉・子育て支援等を総合的に研究する「わかやま子ども学総合研究センター」を立ち上げる。

子ども学の研究を推進すると共に研究成果を教育に反映し、社会貢献を実践する。

以下、省略（下の「研究活動を教育に反映する仕組みに違いがある」の文章と重複）

② 研究活動を教育に反映する仕組みに違いがある（P. 68）

より研究機関の要素が強い和歌山信愛大学において、子どもの教育・福祉に関わる総合的な研究活動を推進し、その成果を教育・社会貢献に反映することができる。「保幼小の教育を繋げる質の高い教育者・保育者の養成」という地域のニーズを満たすため、大学に設置される「わかやま子ども学総合研究センター」では、子どもの心身の成長・発達・生活・文化・教育・福祉・子育て支援等を総合的に研究し、その研究成果を反映した教育・社会貢献を実践する。具体的には、毎年発行する電子ジャーナルにて、教育成果を広く公表すると共に、短大の附属幼稚園や「きょう育の森のふれあいルーム木のおうち」、「子育て広場」、和歌山市内の公立小学校・伏虎義務教育学校との連携を深めて研究フィールドとし、許可を得て撮影された写真・ビデオ映像等を大学の授業教材として活用する。わかやまの子どもを取り巻く課題を探求する。また、各実践研究や卒業研究のフィールドとして、学生が積極的に子どもの保護者と関わる機会を提供し、実践力育成に活用する。

2. 当センターの設立

（1）当センター委員会の設置と委員会の発足

本学開設後、センター長に桑原、委員として森崎、村上、小林、小田、山本が任命され、加えて大山副学長（学部長）にも委員として参画いただくことになった。5月13日の運営会議及び5月20日の教授会で規定と委員会細則の承認を得て、平成31年4月1日に遡って当センターを設置することになった。

以後委員会を中心に活動しているので経過を簡単に記しておく。

6月3日第1回委員会：当センターの理念や役割について確認共有するとともに、主な業務についての役割分担を行った。

7月1日第2回委員会：パンフレットの作成、開設記念シンポジウムの開催、特別研究会員の受け入れ等について、担当を決めて進めていくことになった。

8月28日第3回委員会：第2回の内容について案を協議し内容を詰める。

9月9日 第4回委員会：記念シンポジウムの計画・進捗状況の確認を行った。（短大との連携、行政機関への協力依頼も行う）

10月7日 委員会兼シンポジウム開催の事前打ち合わせ会を行う。

10月28日 第5回委員会：電子ジャーナル作成と和歌山市こども総合支援センターとの連携について協議する。

前記の委員会開催以外に資料等の作成に関しては学内メールで検討を行い、特別研究会員の承認に関しては臨時での委員会招集や持ち回りで了承を得ることも多かった。

（2）当センターの目的

当センター規定第2条で次のように目的を定めている。

センターは、本学の建学の精神に基づき、子どもの心身の成長・発達・生活・文化・教育・福祉・子育て支援等を総合的に研究する子ども学に関して多角的に調査研究及び実践を行い、地域社会への知的還元と支援を多様に展開して公共の利益に貢献することを目的とする。

（3）当センターの業務

規定第3条に次のような業務をあげているので、若干の説明を加えておきたい。

① 子ども学に関する基礎的・応用的研究

各教員の子ども学を意識した研究への働きかけや、教員間で連携した総合的な研究を促していくことや、電子ジャーナルへの投稿を促していくことが必要と考える。

② 子ども学に関する学習機会の提供

関係機関や一般市民を対象にした講座やシンポジウム等の開催や子どもと関わる現場の方々の研究会等への本学専任教員による講師派遣等を検討していく。

③ 子どもに関わる支援者の養成及び研修

現場での課題について学生や特別研究会員を含む勉強会や研究活動を行い、学生の卒業研究などにもつなげていく。

④ 子ども学に関する資料の収集及び提供

図書館と連携して子ども学に関する書籍や資料を収集しておく。施設訪問や実習関係で関係機関や施設等を訪問した際にはパンフレット等を収集することを心がけておく。

⑤ その他センターの目的達成に必要な業務

当センターが発展していくための創意工夫による事業の展開が常に求められていると考える。

（4）当センターの組織と業務の特色

当センターは、「センター長」、「委員」、「専任教職員」、「学生」、「特別研究会員」で構成されている。

当センターにおいては、本学専任教員の子どもに関する総合的な研究活動が中心であると考えるが、学生と特別研究会員を組織の一員としているところに特徴がある。

現場で生じている課題を特別研究会員に持ち込んで研究していただくとともに、将来就職していく現場の課題を学生も参加しながら本学専任教員が中心となって相互に研究を深めていく意義は大きいと考える。

（5）地域貢献としての当センターの役割

和歌山県の子どもに関わる諸課題や教科指導等について、教育や福祉の現場で働く方々のニーズや相談に専門職の立場から応じることが当センターとしての主な役割と考える。地域からの要請に応える日常的な業務として次のような役割があろう。

① 個別相談

個別的に相談に対応できる専任教員と連絡を取っていただき、現場で生じている課題についての相談に応じる。保護者や子どもへの直接支援というよりも直接支援を行っている現場の先生方への間接的な支援が主流になると考える。継続的なスーパーバイズも含まれる。

② 講師派遣

関係機関等が行う研修会や研究会などへ希望する内容を専門とする本学専任教員と交渉していただき、講師派遣を行う。

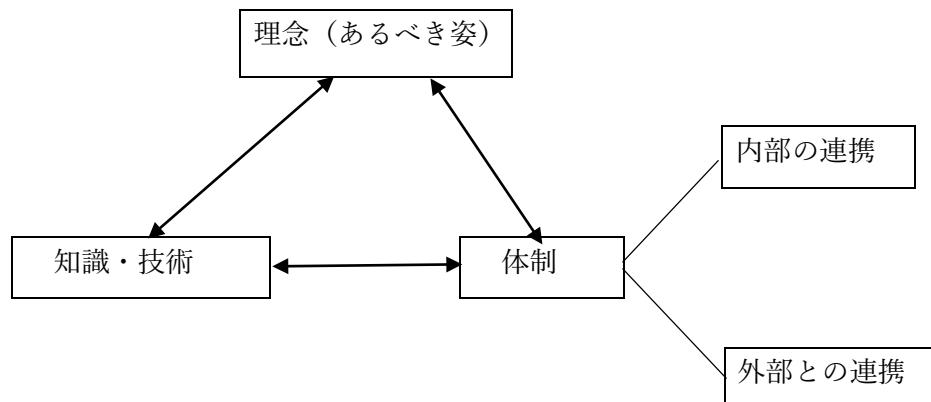
③ 特別研究会員

教員や保育士等の現場で業務をしている方が関心のあるテーマでの研究を深めていただくことができる。研究テーマに対応する専任教員の承諾を得て所定の様式により申請手続きが必要となる。

3. わかやま子ども学総合研究センターの理念の確認

(1) 第三者評価の視点から

組織の方向性を考えるとき、先ず理念（るべき姿）を考え、その方向に向かって知識や技術を高めるとともに、理念を実践できる体制を整えることが重要と考えている。理念、知識・技術、及び体制は相互に関連し合いながら成長していくことが組織の発展にとって重要である。



当センターの理念を考える上で本学の建学の精神と一致していることと、地域社会のニーズに応えていくことが重要と考えている。

第三者評価の視点では、①理念はどのようにして作られてきたのか（建学の精神・地域のニーズ・時代情勢の変化等の検討）、②理念に基づいた目標や事業計画が組まれているか、③理念や目標に沿った業務分掌ができているか、④理念を内部の教職員・利用者・地域にどのように伝えているか（会議録や資料等での審査）が自己点検や審査を受ける上で重要なポイントとなっている。

建学の精神や地域社会のニーズに対して、何をしていくべきか・何ができるのかを考えたとき、保育士・幼稚園教諭・小学校教諭の養成機関としての専門性を活かしていくことが重要となろう。各教員の専門性を連携し合い総合的な知見で地域貢献をして行きたいと考えている。

(2) 意識しておきたいキーワード

建学の精神 子ども学 子どもに関する情報やニーズの把握 実践的研究
学生への教育・指導 現場の先生方への支援 地域との連携 地域貢献

(3) わかやま子ども学総合研究センターの名称からの分析

わかやま

当センターが活動するフィールドの課題についての研究分析が求められている。子ど

もたちが生活し成長・発達する環境である和歌山の現状・課題に関する情報やニーズの収集が常に必要である。

和歌山県の現状として、学力の課題、不登校などの行動上の課題、貧困の課題などが全国的に見て大きな課題となっている。これらの課題は複層的に絡み合っており、関連する課題についての包括的な研究が必要と考える。

当面は和歌山市内を中心に活動するが、県全体や県外に研究活動を発信していきたい。
子ども学

最近の子どもに関わる諸課題について、子どもを中心に据えた研究と実践活動を行う。

子ども学について冒頭で小林先生の言葉を紹介したが、「生物学的視点」、「心理学的視点」及び「社会学的視点」から総合的に研究するという臨床心理学的な考え方とも一致している。当センターでは規約の目的で述べているように子どもを中心としたより幅広い研究を行うものとする。

対象年齢は本学の特性から小学校対象年齢以下が研究の中心的課題となると思われるが、児童福祉法に基づき18歳未満を対象とするとともに、将来の成長を見通した生涯発達の視点からの研究が望まれる。

総合研究センター

各専任教員による専門的学問分野を尊重しながら総合的に相互に協力し合った学際的研究と実践を行う中枢的研究機関となることを目指したい。

(4) 連携の重要性

同じことをするのが連携ではない。連携とは社会的ニーズに応じて、違いや専門性を尊重しながら役割分担を行う協働的活動であると考える。

連携には大学内部機関や教職員間という内部の連携と地域の関係機関など外部との連携があり、建学の精神にあるように、内外ともに心を一つにした連携で臨んでいきたいと考えている。

啓発も含めて行政機関や関係機関と常に連携しながら、情報を集めておく必要がある。リーフレットや資料があればできるだけ収集しておき、研究の資料や実習の資料に活用してもらう。

外部の関係機関等へ出向く場合は、「現場で生じている課題への相談に応じていること」、「研究会や研修会への講師派遣ができること」、及び「特別研究会員の募集をしていくこと」をお伝えするとともに、「学生によるボランティア支援」や「実習等の体験機会をお願いすること」などの本学全体の機能を考えた連携を意識した対応が望まれる。

A 学内連携（短大を含む）

① 授業や研究活動への貢献

活動で得られた映像や資料を教材として、授業・各実践研究・卒業研究に役立てる。

- ② 「きょういくの和センター」「きょう育の森ふれあいルーム木のおうち」、「子育て広場」との業務連携

重なり合う業務や地域から新しい業務への依頼も出てきているので、将来的には再編成の検討が必要であると考える。特に子どもや保護者への専門的な支援を行うなどの直接的・継続的支援体制についての検討が必要になろう。

- ③ 教育実習やボランティア実習担当及びキャリア担当との連携

連携して研究を行う機関は学生の実習先であり将来の就職先である場合が多い。関係機関の現状やニーズを受けとめながら、より良い実習やキャリア教育につなげていきたい。

B 学外連携

- ① 近接する和歌山市こども総合支援センターとの連携

子育て支援、児童虐待及び発達障害などの子どもに関する相談・支援を担当する分野と不登校などを対象とした適応指導教室がある。当センターと一体的に連携してお互いの機能強化を図りたいという申し出がある。お互いの専門性を確認した上で情報交換を密にして効果的な連携を検討していきたい。

- ② 幼稚園や小学校との連携

個別の学校等への訪問の前に各市町村の教育委員会にも了解を得た連携のあり方が望まれる。

特に隣接する和歌山市立本町こども園との連携では、学生の卒業研究指導などにも関連することから情報交換を密にした研究活動が重要となろう。

- ③ 和歌山県教育委員会との連携

小・中学校及び幼児教育推進を担当する義務教育課や生涯学習課などとの連携をとりながら和歌山県の教育方針や事業計画などを収集しておく必要がある。当センターや大学の事業を県下全体の学校等へ周知してもらうことができる。(電子媒体による一斉発信)

また、県下の報道機関への広報の依頼もできる。(総務課教育政策班)

- ④ 和歌山県との連携

企画部企画政策局文化学術課:文化芸術の振興を担当し、私立学校などの高等教育機関の担当部署であり、当センターの事業計画への協力をお願いできる。

福祉保健部福祉保健政策局子ども未来課:保育所・児童養護施設、ひとり親家庭などの子どもの福祉全般を担当し、相互に関係する事業での連携や保育所及び児童養護施設等へ電子媒体での周知や報道機関への広報を依頼できる。

教育センター学びの丘:和歌山県が設置する教育に関する研究及び教職員に関する研修機関である。田辺市の県立情報センターBig・Uにあるが、教育相談室は和歌山市

の県民交流プラザビッグ愛にある。同じ研究機関としての専門的な研究での連携を図っていきたい。

⑤ 市町村子育て支援担当課との連携

保育所やこども園関係との連携においては市町村の子育て支援を担当する部署との承諾を得た研究活動が望まれる。各市町村での子育て支援施策事業を担当している。

⑥ 和歌山県子ども・女性・障害者相談センターとの連携

児童虐待などに対応する児童相談所、DVなどに対応する女性相談所、及び身体障害者・知的障害者更生相談所等がある。児童虐待相談対応件数などを教えてもらえる。

⑥ 児童福祉施設との連携

乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害児関係施設、母子生活支援施設、児童発達支援センター等がある。児童指導員や保育士の募集も多く学生たちにとっても関心がある分野であるとともに、施設からは特別研究会員の希望も多いと考える。

なお、9月13日に開設記念シンポジウム開催の周知をかねて当センター委員2名と和歌山信愛女子短期大学の教員2名が下記の機関を訪問して情報交換を行っている。

訪問先：和歌山県庁（文化学術課、子ども未来課、障害福祉課）

和歌山県教育委員会、和歌山県子ども・女性・障害者相談センター

愛徳医療福祉センター、和歌山市こども総合支援センター

4. 活動の経過と実績報告

（1） リーフレットの作成・配布

対外的に当センターの周知を図るために、リーフレットを3,000部作成した。

和歌山県教育委員会総務課秘書班を通じて県下全ての幼稚園・小学校・中学校・高等学校及び教育関係機関へ電子媒体による周知をお願いした。（私学や高等教育機関へも県教育委員会から文化学術課に依頼してもらい周知を行っている。）

実習関係での施設等訪問時や研修会等へ出向く際に本学教員に持参してもらい、すでに1,200部を配布している。

リーフレットの作成には担当していただいた委員を中心に学内の多くの教職員の皆様のご協力と本学学生によるイラストの作成・提供にご協力をいただいた。

（2） センター開設記念事業の開催（台風のために中止）

次のわかやま子ども学総合研究センター開設シンポジウム「和歌山県における児童虐待の現状と課題」のところで、予定していた内容を載せているので省略する。

担当委員を中心に和歌山信愛女子短期大学との共催で多くの教職員が一つになって綿密な計画を立てていただけに残念な中止であった。

令和2年9月26日（土）に和歌山信愛女子短期大学で同じ児童虐待をテーマでシンポジ

ウムを開催予定であることを伝えておきたい。

（3）電子ジャーナルの作成

委員会で「投稿規定」、「執筆要項」を作成し、今回の発行となった。

できるだけ多くの方が気軽に投稿できるように査読は省略しているが、人権等倫理的配慮の必要性から、人に関する調査・研究等である場合には倫理委員会での承認を必要としている。倫理面や書式についての確認は編集委員会で行うようになっている。

投稿は専任教職員、非常勤講師、特別研究会員を対象としているが、センター長が認めた者も対象となるので多くの方々に積極的な投稿をお願いしたい。

電子ジャーナルの作成に当たっては担当の委員を中心に作成した投稿規程と執筆要項（テンプレート）に基づき、創刊号の編集に当たった。

4人の編集委員で担当しており、編集の事務的処理を教学センターの中村助手にお願いすることになった。

（4）個別相談への対応

周知が十分でないこともあり、当センターを名指しした個別の相談は今のところ少ない状況になっている。

現在、「児童心理治療施設みらい」と「児童養護施設こばと学園」からの希望があり、主に処遇困難事例へのスーパーバイズを桑原が行うことになっている。毎月1回、1時間30分の時間設定で両施設の臨床心理士に対して個別的な支援を研究室で行っている。

他にも個別の教員や大学窓口には数件の相談が寄せられている。主に児童関係施設等からで、内容的には発達障害に関する相談や性に関する相談があった。子どもの指導上の課題や教科指導法等について、現場の教員や保育士・指導員からの相談に応じていきたいので積極的な啓発が必要になると思う。

（5）研修会等への講師派遣

働きかけや取り組みが遅かったが当センターに關係する研修会等への講師派遣は下記の表の通りであった。今後とも本学の教員の専門性を地域に還元していきたいと考えるので活用願いたい。

表1. 研修会等への講師派遣一覧

年月日	教員名	派遣先・依頼先	内 容 等	対 象
R1. 11. 15	桑原義登	一般社団法人和歌山県人権研究所 和歌山市民会館	児童虐待取り組みの意味—児童虐待から見えてくるもの— 講演	一般市民 88人

R1. 12. 6	村上凡子	和歌山県立有田中央高等学校	「学習意欲を引き出す授業デザイン」について 話題提供及び指導助言	教員 10 人
R2. 1. 15	辻 伸幸	紀の川市立上名手小学校	Skype を活用した教育 現職教育での講師	教職員 17 人
R2. 2. 7	桑原義登	児童養護施設こばと学園	子どもの発達課題についてー 児童養護施設の子どもの養育 で留意したいことー 講演	職員・地域 支援者 約 40 人
R2. 2. 13	小田真弓	和歌山県福祉事業団 児童施設 職員対象研修 和歌山市北コミュニティーセンター	見方を変えれば味方になれる 講演: こどもにおとながかかるときは ~遠い着地点を探して~ ワークショップ: みんなで考えよう	施設職員 50 人
R2. 2. 20	辻 伸幸	紀の川市立麻生津小学校	Skype でつながる ひろがる ～はじめの一歩～	教職員等 100 人
R2. 3. 5	小田真弓	和歌山県福祉事業団 児童施設 職員対象研修 田辺スポーツパーク	見方を変えれば味方になれる 講演とワークショップ コロナウイルス感染症予防のため延期	施設職員 80 人

(6) 特別研究会員の募集

学校・幼稚園教員や児童福祉施設の保育士・指導員等が現場の課題を持ち寄り、本学専任教員のもとで研究を深めていただく特別研究会員を募集している。応募に関しては申し込みに必要な関係書類をホームページ(和歌山信愛大学→研究機関わかやま子ども学総合研究センター→関係書類 4. 特別研究会員関係書類)に掲載しているので参照願いたい。担当の委員を中心に特別研究会員に関する募集要項や関係書類の作成をお願いした。

特別研究会員からの現場の情報を学生たちにも伝えていただき、学生たちには将来の就職先の課題について一緒に研究してもらいたいと考えている。

特別研究会員には研究の成果物として、電子ジャーナルによる研究報告書を出していただきたい。

現在、下記 2 名の方から申し込みをいただき、承認の手続きを済ませており、来年度も引き続き研究を続ける意思を表明していただいている。児童自立支援施設の臨床心理士も本

ジャーナルの論文に投稿をいただいている。今後も積極的な刺激を与えてくれることを期待している。

表2. 特別研究会員

申込年月日	所 属	職 種	研究テーマ	担当教員
R1.11.13	高等学校	非常勤講師	理科観察実験支援事業に関する調査研究	秋吉博之
R2.1.6	児童自立支援施設	主任（臨床心理士）	施設入所児童の性的問題行動の研究と対応策	桑原義登

他にも、4名の方から問い合わせがあり、来年度以降の申し込みを検討していただいている。

（7） その他の活動

当センターの発足を期に年間4回発行する季刊誌「み・ち」（発行所：オフィス・コカワ）にわかやま子ども学総合研究センター長の肩書きで桑原が投稿している。現在も「最近の社会情勢から考える子どもの諸課題」と題して、以下の内容で継続して発刊されており、本学ホームページにも掲載している。

今後も最近の子どもに関する課題について纏めたものをこの季刊誌を通して発信して、当センターの存在や子ども学についてのアピールを行っていく予定である。

① 令和元年5月発行 第34号 「児童虐待への対応」 P2~5

「最近の社会情勢から考える子どもの諸課題」

② 令和元年8月発行 第35号 1. 子どもを理解する視点 P2~9

③ 令和元年11月発行 第36号 2. いじめの事象から見えてくるもの P14~22

④ 令和2年2月発行 第37号 3. 不登校の事象から見えてくるもの P14~23

おわりに

児童臨床の現場での活動経験はある程度あるが、研究活動のような専門性が乏しい中で、研究機関としての当センターをどのような組織に位置づけて良いのか正直困惑した。

第三者評価の考え方を基本に構築してきたつもりであるが、かなり個人的な考え方を書いてしまったような気がする。一つのたたき台としていただき、今後の方向性については当センター委員を中心に検討して充実していきたいと考えている。